

面積算定について	該当 条文	法第52条 53条 92条
		令第2条
面積算定の計算方法（端数処理など）		
□ 内 容 敷地面積、建築面積、延べ面積、床面積等に関する計算方法（端数処理など）の取扱いを下記の通りとする。		
□ 取 扱 敷地面積 原則として三斜法または三辺法（ヘロンの公式）による。座標法により求積する場合は土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士又は測量法に基づく測量士若しくは測量士補の作成とし、作成者の氏名及び資格が記載されたものとする。 三斜法及び三辺法による場合は計算途中での端数処理は行わず、合計値の小数点以下2位までとし3位以下を切り捨てる 建築面積 合計値の小数点以下2位までとし3位以下を切り捨てる（計算毎の端数処理は行わない） 延べ面積 各階の床面積（端数処理後の小数第2位までの面積）の合計とする。 床面積（各階） 合計値の小数点以下2位までとし3位以下を切り捨てる（計算毎の端数処理は行わない） 容積対象床面積 延べ面積から容積対象外床面積を差し引いたものとする 容積対象外床面積 階毎に対象外床面積を算定し（合計値の小数点以下2位までとして3位以下を切り捨てる）、各階の対象外床面積の合計とする 建ぺい率・容積率 小数点以下2位までを有効とし3位以下は切り捨てる		
□関連資料 昭和41年3月25日住指発第87号		